

番 号 令 和 6 年 度 (委 託) 第 号		仕 様 書	
工 事 ・ 物 件 名	名張市斎場定期清掃業務委託		
場 所	名張市 滝之原4538番地2 地内		
設 計 額	一 金	円	内消費税 円
期 間	契約日から令和7年3月31日まで		
概 要			
名張市斎場の定期清掃業務委託 ・仕様書及び別紙業務実施要領のとおり			

No1

符号	名 称	摘 要	単 位(回)	数 量(m ²)	単 価(円)	金 額	備 考
	名張市斎場定期清掃業務委託						
	定期清掃						
	(1)床清掃						
	花崗岩		2	760.46			
	防塵塗装又は無機質系塗床材		2	117.73			
	ビニール床シート		2	145.98			
	タイルカーペット		2	329.64			
	(2)ガラス清掃						
	火葬棟フェイス・リブガラス(高所)		2	177.00			
	火葬棟・待合棟の各室ガラス		2	208.00			
	計						
	消費税						
	合計						

名 張 市

名張市斎場定期清掃業務委託仕様書

名張市斎場の清掃業務は、名張市斎場定期清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとするが、仕様書は業務の大要を示すものであり、受注者は本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で名張市（以下「発注者」という。）が管理上必要と認める業務については、委託金額の範囲内において実施するものとする。

1. 業務時間

清掃業務は原則として、斎場営業日の火葬業務に支障のない時間に実施するものとするが、実施日時については、あらかじめ発注者と相談のうえ決定するものとする。

2. 業務内容

- (1) 名張市斎場の床面清掃及びガラス清掃を6ヶ月に一度（9月・3月）行うものとする。
- (2) 業務の内容は、仕様書及び別紙の清掃業務実施要領（以下「実施要領」という。）により行うものとする。ただし、作業に不十分な点があると発注者が認めた場合は、発注者の指示に従い、完全な清掃を行うものとする。

3. 支払い方法

- (1) 受注者は、次の各期終了後、速やかに作業報告書を提出し、委託料の支払い請求を行うものとする。
第1期（9月） 第2期（3月）
- (2) 発注者は、各期の終了後に契約代金の適法な支払い請求があったときは、請求書の受領日から30日以内に受注者に支払うものとする。

4. 清掃作業員

- (1) 清掃作業員（以下「作業員」という。）の休息等は、発注者の指定した場所で行うものとする。
- (2) 清掃業務を仕様書及び実施要領に基づき実施するにあたり、適切な人員を配置するものとする。
- (3) 作業員の内1名を作業監督者（清掃に関し適確な講習あるいは指導を受け、監督者としてふさわしい者）とし、業務中における事故及び建物又は備品等の損傷防止等に注意をさせるものとする。
- (4) この業務に従事する作業監督者及び作業員の名簿を事前に発注者に提出するものとする。なお、作業監督者に異動が生じた場合は、直ちに異動届を発注者に提

出するものとする。

(5) 作業監督者は、常に作業現場に常駐し、発注者の指示を受け業務の指導、監督並びに現場監視を行い、清掃業務の完遂を期すよう努めるものとする。

(6) 受注者は、作業員に対し常時清潔な一定の服装と名札を受注者の負担において着用させるものとする。

(7) 作業員は、実施要領及び清掃機械器具の仕様等に必要な訓練を十分行い、業務中における事故及び建物又は備品等の損傷防止に注意するものとする。

5. 清掃計画及び実施報告等

(1) 受注者は、清掃実施計画書及び工程表を事前に発注者と協議のうえ作成し、承認を得るものとする。

(2) 受注者は、毎回業務終了後に作業前、作業中及び作業後の写真を添付した作業報告書を発注者に提出するものとする。

6. 清掃機械器具及び諸材料等

(1) 作業に使用する機械器具及び諸材料等は、使用前に発注者の承認を受けるものとする。

(2) 作業に使用する機械器具及び諸材料等は、一切受注者の負担とし、電力、水道及びガスは発注者の負担とする。

7. 作業中の危険及び物品等の損傷防止

(1) 受注者は、仕様書及び実施要領に定める業務を行うに際しては、火葬業務等に支障をきたさないようにするとともに、斎場利用者及び斎場従業員の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

(2) 作業のために机又はその他の物品等を移動するにあたっては、損傷しないよう取り扱い、作業終了後は元の位置に復するものとする。

(3) 作業中において、建物又は備品等に損傷を与えた場合は、直ちに発注者に連絡するものとする。

(4) この業務の遂行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰さない場合は、この限りでない。

8. 一般的事項

(1) 作業中は特に火災防止に留意し、ガソリン又はベンジン等を使用する場合は、事前に発注者の許可を得るものとする。

(2) 塵及び埃を飛散させないものとする。

- (3) 水を使用する際は、飛沫が壁及び機械等にかからないようにすると共に、フロアダクト等に入らないよう十分注意するものとする。
- (4) 収集後の塵及び埃は、所定の場所に集め、受注者において搬出処理を行うものとする。
- (5) 清掃作業を行うにあたっては、指定区域外周囲の美化にも十分留意するものとする。

清掃業務実施要領

1. 床面清掃

- (ア) ビニール床シート、防塵塗装床、無機質系塗床材による床面においては、モップ、毛ブラシ、掃除機等を使用し塵埃の除去を行うものとする。なお、汚れの程度に応じてワックス剥離剤等を含む適性洗剤を使用して汚れを取り除くものとする。
- (イ) 花崗岩敷設面においては、自在ほうき、モップ、掃除機等を使用し、塵埃を除去し、ポリッシャーを使用してツヤ出しを行うこと。なお、汚れの程度に応じて適性洗剤、水を使用して汚れを取り除くものとする。
なお、特に建物外部の花崗岩敷設面においては、水を使用してポリッシャーによる洗い出しを行い、汚れを取り除いたうえ、水切りを行うものとする。
- (ウ) タイルカーペット床については、最初に真空掃除機で塵埃を除去し、適性な洗剤にてクリーニングをするとともにウエットバキュームをかけ、洗浄液を吸い取り乾燥後、再度真空掃除機により起毛、整毛作業を行うものとする。
- (エ) 床が滑らないよう適正な処置を講ずるものとする。
- (オ) 軽易に移動しうる椅子等の備品は、移動したうえ、入念に清掃し、完了後元の位置に復するものとする。

2. ガラス清掃

ガラス清掃については、両面清掃とし、水や適性洗剤を使用して、汚れを取り除き水切りを行うものとする。特に、火葬棟エントランスのフェイスガラスや待合棟待合ロビーの窓ガラスについては、高所部分についても確実に清掃を行うものとする。

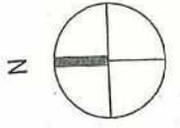
名張市斎場清掃箇所一覧

	場所	床材	面積(m ²)
火葬棟	前室(1)(ペットお別れ室)	ビニール床シート	12.00
	台車置場(1)	無機質系塗床材	35.76
	台車置場(2)	無機質系塗床材	27.65
	炉前ホール	花崗岩	110.03
	前室(2)	防塵塗装	39.12
	霊安室	無機質系塗床材	15.20
	男女便所	ビニール床シート	10.73
	車椅子便所	ビニール床シート	5.29
	告別室(1)	花崗岩	49.74
	告別室(2)	花崗岩	49.74
	収骨室(1)	花崗岩	43.95
	収骨室(2)	花崗岩	42.60
	エントランスホール	花崗岩	110.54
	収骨ホール	花崗岩	28.35
	待合棟	前室(1)	ビニール床シート
洋室		タイルカーペット	53.98
待合ホール・廊下		タイルカーペット	232.16
自販機コーナー		ビニール床シート	9.40
喫煙室		ビニール床タイル	11.74
男女便所		ビニール床シート	39.73
車椅子便所		ビニール床シート	6.91
事務室		タイルカーペット	39.62
更衣室		タイルカーペット	3.88
その他	渡り廊下(1)	花崗岩	60.98
	渡り廊下(2)	花崗岩	22.50
	庇	花崗岩	164.03
	エントランス前通路	花崗岩	78.00

再掲(区分計)	花崗岩	760.46
	ビニール床シート	145.98
	防塵塗装・無機質系塗床材	117.73
	タイルカーペット	329.64

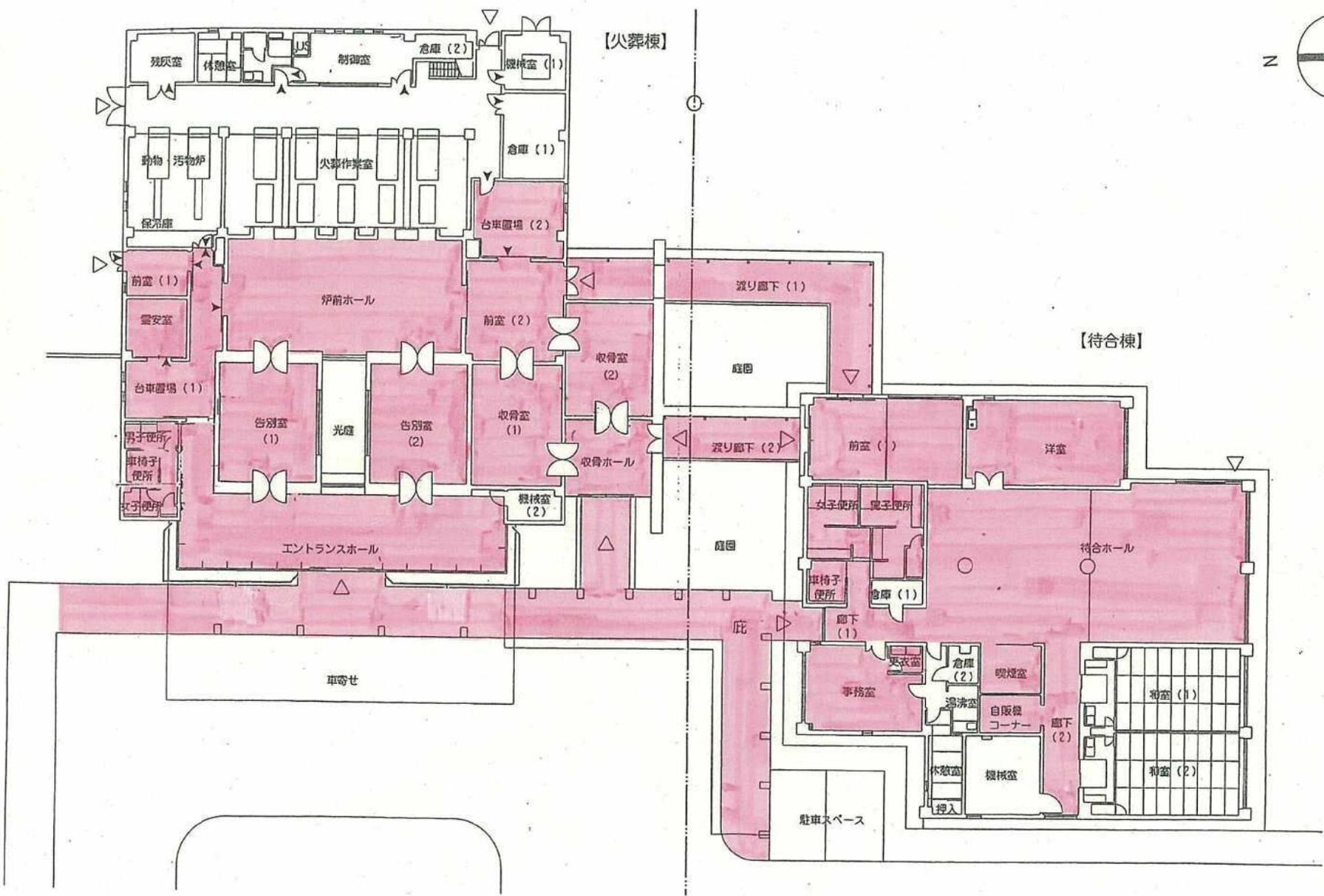
ガラス

場所	内容	面積(m ²)
火葬棟	エントランスホールフェイスガラス	177.00
	その他ガラス	100.00
待合棟	ガラス	108.00



【火葬棟】

【待合棟】



残灰室 休憩室 制御室 倉庫(2) 機械室(1)

動物 汚物炉 火葬作業室 倉庫(1)

保冷庫 自転車置場(2)

前室(1) 炉前ホール 前室(2)

霊安室 倉庫(2) 受付室(2)

自転車置場(1) 台別室(1) 光庭 台別室(2) 受付室(1)

男子便所 車椅子便所 女子便所 機械室(2) 受付ホール

エントランスホール

庭園

車寄せ

汲り廊下(1)

庭園

前室(1) 洋室

女子便所 男子便所

車椅子便所 倉庫(1) 待合ホール

廊下(1)

事務室 更衣室 倉庫(2) 喫煙室

湯沸室 自販機コーナー 廊下(2)

休憩室 機械室

押入 和室(1) 和室(2)

駐車スペース